

令和6年度犯罪被害者等支援懇話会（第2回）における主な意見

1. 多機関ワンストップサービス体制の構築及び令和7年度の主な取組予定（県民安全課）について

【多機関ワンストップサービス体制】

- 過去、ある被害者の方で、様々な機関から個別に連絡が入り、混乱してしまったということがあった。来年度、多機関ワンストップサービス体制が始まり、コーディネーターが配置されるので、そのような混乱がなくなり支援がより良いものになることを期待している。
- 支援調整会議をどのような形で開催するのが良いかは、ケースごとに様々であると考えられるが、調整するにあたっては、顔の見える関係の方が、調整しやすいと考える。
- 犯罪によっては、個別的な対応をする必要があるので、事例を積み重ねながら、今後より良いものになるよう、検討していく必要があると考える。
- 今後、実施していくうえで、負担が重い役がないかを検証していくことが必要と考える。
- 社会福祉士向けの研修について、委員も参加した方が良いと考えるので、可能であれば、日程等を教えていただき、参加させていただきたい。
- 福祉の支援が必要なので、コーディネーターの配置については、市町村こそ必要と考える。将来的に、各市町村それぞれにコーディネーターの配置を目指すべきと考える。
- 先進的な取組を実施している自治体を参考にして、県にも社会福祉士等の専門職の配置をお願いしたい。専門職は人事異動の影響が少ないという利点もあり、多岐にわたる被害者の支援に対応するために、時間を重ね、ケースを積むことが重要と考える。
- 医療・介護の分野ではICTネットワーク（電子連絡帳）を活用しており、警察が参画している自治体もある。そのようなインフラを活用できるか、今後、検討いただきたい。
- 多機関ワンストップサービス体制のイメージ図について、平面図になっているのが、重層的、立体的に描くことができないのかと考える。
- 支援マニュアルの模擬事例が、多機関ワンストップサービス体制のイメージ図とリンクしていないように見受けられるため、一般的な事例を当てはめていくことにより、もっと掘り下げて階層的に繋がっていくように見える。そのため、共通の認識の事例を設定して、多機関ワンストップサービス体制とどうリンクするかを検討していくのは、非常に建設的な議論になると考える。
- 様々な支援機関で、他の機関についても、重なって何度も説明がされ、案内されることも重要と考える。被害直後は説明が頭に入ってこなかったという方、支援機関や内容を知っていてもなかなか連絡・依頼をする一歩が踏み出せずにいたという方もある。繰り返しの説明や案内がされ、その中で、信頼関係の構築ができた方に相談をし、そこから他の機関に繋がるというケースがあると考ええる。

【令和7年度の主な取組予定】

- 転居費用助成金について、申請の期限が、「被害を受けた日から1年を経過したときま

でとする。」となっているが、加害者が何年か経って刑務所から出所し、その時にそれを知って申請したい場合もあると思われるので、今後、見直していただきたい。

- 遺児支援金について、毎年度の申請となっているが、被害者の負担が少ない仕組みづくりをお願いするとともに、遺児の育成環境を守る、DVや虐待等を防ぐという観点からも、実際に自宅を訪ねるというアウトリーチ支援を取り入れていただきたい。

2. 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針別冊（案）について

- 被害者「支援」は、被害者の権利利益の保護、その人権の擁護でもあるので、各機関の人権啓発の活動に於いても、「被害者の人権を守る」という意識を持ってもらえるような取組も増やしていただきたい。

3. 事業者向け犯罪被害者等支援啓発チラシの作成について

- 企業誘致に関わる部署の方に活用できて良いと考える。

4. 総合的対応窓口の運用状況について

- 相談対応の運用や周知の強化は、県のみに対応で広がっていくものではないため、他の機関の協力が必要と考える。チラシを配るだけでなく、言葉でちゃんと伝えるということが必要なので、配布に加え、高校や大学で話をする機会がある人に協力してもらうなど、説明をするような形にしていくのが効果的と考える。
- 市町村の窓口では、職員に知り合いがいる場合もあり相談ができないこともあるため、県の窓口はそういった方に対しての存在意義があると考え。ソーシャルメディアによる情報発信などを活用して周知するのも良いと考える。

5. 市町村向け犯罪被害者等支援マニュアルについて

- 支援の流れについて、業務が流れるような形で書かれてあるため、犯罪被害者へのアプローチとしての流れではないように見受けられる。

6. その他

- 人権目線での取組について、憲法に、「被害者の人権」を明記してほしいという要望を聞くが、それは可能なのか。
- 歩車分離式信号を増やすことが悲惨な巻き込み事故防止に絶対に効果があるので、ぜひ設置を進めて欲しい。
- 車のナビゲーションについて、走行中にテレビが映るものの出荷を禁止するよう、愛知県あるいは愛知県警から国に対して働きかけをしていただきたい。
- 名古屋高速道路の名称について、高速自動車国道と誤認されているため、名称変更してもらうよう、国に提言していただきたい。
- 11月の第3日曜日は「世界道路交通犠牲者の日」として、国連総会で議決されたが、愛知県が国に先駆けて、慰霊祭を行うような日を制定していただきたい。